

防府市多子世帯子育て支援商品券交付要綱

平成28年10月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、多子世帯の子育て支援、少子化対策及び定住促進を目的とした、第3子以降の子を養育している保護者に防府商工会議所(以下「会議所」という。)が発行する市内共通商品券(以下「商品券」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「保護者」とは、現に第3子以降の子を養育している者をいう。

2 この要綱において第3子以降の子(以下「対象児童」という。)とは、次の各号いずれにも該当する者をいう。

(1) 市内に居住している者(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市の住民基本台帳に記録されている)

(2) 兄又は姉(保護者によって現に養育されている者)が2人以上いる者

3 この要綱において、「該当事由」とは、次の各号いずれかの状態をいう。

(1) 対象児童が出生したとき。

(2) 対象児童が小学校へ入学する前年度の1月1日時点で市内に居住しているとき

(3) 対象児童が中学校へ入学する前年度の1月1日時点で市内に居住しているとき

4 前項第1号において、対象児童は令和5年3月31日までに出生した児童であり、その児童が出生日時点において本市の住民基本台帳(昭和42年法律第81号)に記録されていない場合は該当事由に該当しないものとする。

(受給資格者)

第3条 この要綱において、原則として次の各号のいずれにも該当する保護者を受給資格者とする。

(1) 第2条第3項第1号において、申請日に引き続き1年以上前から住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者

- (2) 該当事由に当たる対象児童を養育している者
- (3) 第2条第3項第2号及び3号において、対象児童が小学校または中学校へ入学する前年度の1月1日時点で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者

第4条 前2条の規定を満たしていない場合においても、市長が第1条の趣旨に該当すると特別に認める場合は、当該保護者の受給資格を認めるものとする。

（商品券の交付額）

第5条 受給資格者に交付する商品券の額は、次の各号に定める額とし、各号につき対象児童に対して1回限りの交付とする。

- (1) 第2条第3項第1号に該当するとき 10万円
- (2) 第2条第3項第2号に該当するとき 5万円
- (3) 第2条第3項第3号に該当するとき 5万円

（交付の申請）

第6条 商品券の交付を受けようとする受給資格者（以下「申請者」という。）は、第2条第3項第1号に該当したときは、対象児童の満1歳の誕生日までに、防府市多子世帯子育て支援商品券交付申請書（第1-1号様式。以下「申請書」という。）に、第2条第3項第2号又は第3号に該当したときは、当該入学をする前年度の2月末日までに、申請書（第1-2号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 児童の住民票の写し（防府市に住民票がある者を除く）
- (2) 対象児童が第3子以降の子であることが確認できない場合は、当該事実が確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 市長は、商品券の交付の申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、防府市多子世帯子育て支援商品券交付決定通知書（第2条第3項第1号に該当するときは第2-1号様式、第2条第3項第2号及び第3号に該当するときは第2-2号様式。以下「交付決定通知書」という。）又は防府市多子世帯子育て支援商品券不交付決定通知書（第4号様式）により申請

者に対し通知するものとする。

(商品券の請求及び交付)

第8条 第2条第3項第1号に該当する申請者は、前条の交付決定通知書を受けたときは、速やかに当該通知書及び商品券交付請求書兼受領書(第3号様式)を会議所に提出し、会議所は、これに基づき商品券を交付する。

2 市長は、第2条第3項第2号及び第3号に該当する申請者へ、前条の交付決定通知書及び商品券を交付する。

(決定の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、防府市多子世帯子育て支援商品券交付決定取消通知書(第5号様式)により、商品券の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正の手段によって商品券の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) その他市長が商品券の交付対象者として適当でないと認めるとき。

(商品券の返還)

第10条 申請者は、前条の規定により商品券の交付決定を取り消された場合において、受領した商品券又は商品券相当額の金銭を、市長に返還しなければならない。

(帳簿の備付け)

第11条 市長は、防府市多子世帯子育て支援商品券交付台帳(第6号様式)を備え付け、必要事項を記録するものとする。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行し、平成28年4月1日以降に該当事由となった受給資格者から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日の前日までに改正前の防府市多子世帯子育て支援商品券交付要綱第2条の該当事由となった者の取扱いについては、なお従前の例

による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日の前日までに改正前の防府市多子世帯子育て支援商品券交付要綱第2条の該当事由となった者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

防府市多子世帯子育て支援商品券交付申請書

令和 年 月 日

防府市長 様

申請者（保護者）住所 防府市.....

氏名

電話番号.....（ ）

防府市多子世帯子育て支援商品券交付要綱第6条に基づき、下記のとおり、誓約・同意の上、申請します。

【誓約・同意事項】各項目のチェック欄（□）に「✓」を入れてください。

- 申請の審査を行うに当たり、私と下記家族の住民基本台帳の閲覧を照会することに同意します。
- 商品券交付の手続きのため、申請者の住所、氏名、電話番号を防府商工会議所に通知することに同意します。
- 商品券交付後、商品券の交付決定を取り消された場合は、受領した商品券又は商品券相当額の金銭を返還します。

交付申請理由 対象児童の 出生
 交付申請額 _____ 円

申請者（保護者）の家族状況

氏名	続柄	生年月日	同居 別居	養育の 有無	交付 対象 児童	備考（別居の場合 の住所等）
	本人	S H . .	別居			
	配偶者	S H . .	同・別	/	/	
	子	H R . .	同・別	有・無		
	子	H R . .	同・別	有・無		
	子	H R . .	同・別	有・無		
		H R . .	同・別	有・無		
		H R . .	同・別	有・無		

-----以下は記入しないでください-----

該当事由	日 付	第3子以降確認
出生	申請者の住民日 ← 1年以上 → 申請日 () () 児童の出生日 ← 1年以内 → 児童の住民日 () ()	住民基本台帳・住民票・戸籍謄本 その他 ()

防府市多子世帯子育て支援商品券交付申請書

令和 年 月 日

防府市長 様

申請者 (保護者) 住所 防府市.....

氏名

電話番号.....()

防府市多子世帯子育て支援商品券交付要綱第6条に基づき、下記のとおり、誓約・同意の上、申請します。

【誓約・同意事項】各項目のチェック欄 (□) に「✓」を入れてください。

- 申請の審査を行うに当たり、私と下記家族の住民基本台帳の閲覧を照会することに同意します。
- 入学前年度の1月1日以降、引き続き防府市に居住します。
- 商品券交付後、商品券の交付決定を取り消された場合は、受領した商品券又は商品券相当額の金銭を返還します。

交付申請理由 対象児童の (小学校入学・中学校入学)

交付申請額 _____ 円

申請者 (保護者) の家族状況

氏名	続柄	生年月日	同居 別居	養育の 有無	交付 対象 児童	備考 (別居の場合 の住所等)
	本人	S H . .				
	配偶者	S H . .	同・別	/	/	
	子	H R . .	同・別	有・無		
	子	H R . .	同・別	有・無		
	子	H R . .	同・別	有・無		
		H R . .	同・別	有・無		
		H R . .	同・別	有・無		

-----以下は記入しないでください-----

該当事由	日 付	第3子以降確認
小・中	申請者の定住・転出日 ()	住民基本台帳・住民票・戸籍謄本 その他 ()

第2-1号様式（第7条関係）

第 号
交 付 決 定 N O . 号
年 月 日

様

防府市長



防府市多子世帯子育て支援商品券交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった、 年度防府市多子世帯子育て支援商品券について、防府市多子世帯子育て支援商品券交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 円（防府市内共通商品券）
- 2 受け取り方法 下記必要書類①～③（代理人が行く場合は④まで）を、速やかに防府商工会議所へ提出し、商品券を受け取ってください。
- 3 必要書類 ①交付決定通知書（この通知書）
②請求書兼受領書（同封の書類）
③本人（又は代理人）確認書類（運転免許証・健康保険証等）
④委任状※代理人が商品券受け取りを行う場合のみ必要です。委任者の押印が必要です。

第 号
交 付 決 定 N O .
年 月 日

様

防府市長 

防府市多子世帯子育て支援商品券交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった、 年度防府市多子世帯子育て支援商品券について、防府市多子世帯子育て支援商品券交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 円（防府市内共通商品券）
- 2 交付方法 商品券は、本通知に同封しております。ご確認ください。
- 3 防府市内共通商品券について
「防府市内共通商品券」の有効期限は、年 月 日です。
「防府市内共通商品券」は、防府商工会議所会員事業所で利用できます。
使用できるお店には「取扱店」のポスター、ステッカー等が掲示してあります。詳しくは店頭でおたずねください。

防府市多子世帯子育て支援商品券交付請求書兼受領書

（宛先）防府商工会議所

申請者
（交付決定通知書を受け取った人）住 所 防府市

氏 名 _____

防府市多子世帯子育て支援商品券交付要綱第8条の規定により、防府市内共通商品券（ _____ 円分）を請求します。

受 領 書

年 月 日

上記請求額の防府市内共通商品券を受領しました。

受領者（受け取りに来た人）住 所 防府市

氏 名 _____

[商工会議所処理欄]

商品券ナンバー _____ ～ _____ （商品券枚数 _____ 枚）
受付NO. _____

本人確認書類（運転免許証・健康保険証・その他）
代理人確認書類 委任状＋（運転免許証・健康保険証・その他）
証明番号（ _____ ）

発行ノート 記入チェック	取扱者

第4号様式（第7条関係）

第 年 月 号
年 月 日

様

防府市長 

防府市多子世帯子育て支援商品券不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった、 年度防府市多子世帯子育て支援商品券について、下記の理由により不交付となりましたので通知します。

記

(理 由)

第5号様式（第9条関係）

第 年 月 日
年 月 日

様

防府市長 

防府市多子世帯子育て支援商品券交付決定取消通知書

年 月 日付けで交付申請のあった、 年度防府市多子世帯子育て支援商品券交付事業について、 年 月 日付けで交付決定としましたが、下記の理由により交付決定が取消となりましたので通知します。

記

（理 由）

